

【別紙2】 申告書 A (業歴1年1か月以上の法人の方)

1. 規模判定※1 (以下太枠に記入)

業種番号※2 (2桁の中分類番号)	常時使用する 従業員数
	名

※1 特別貸付申込時点の情報をご記入ください。

※2 業種番号の記入方法

裏面「日本標準産業分類(中分類番号)表」の中から、該当する2桁の番号をご記入ください。

裏面「日本標準産業分類(中分類番号)表」に記載されている「小規模企業者」に該当する場合の「常時使用する従業員数」と比較し、「小規模企業者」の要件に該当するかご確認ください。

要件に該当する

小規模企業者に該当します。

要件に該当しない

中小企業者等に該当します。

2. 売上高減少判定 (以下太枠に記入)

ステップ1: 特別貸付申込月を記入、売上時期①~④からいずれかを選び、その対象年月、売上高を記入

特別貸付申込月(西暦)	売上時期	対象年月(西暦)	売上高(円)
特別貸付申込月※3 年 月	① 特別貸付申込月の最近1か月	①~③の場合 年 月	A. _____ 円
	② 最近1か月の翌月		
	③ 最近1か月の翌々月		
	④ 最近1か月から遡った6か月間の平均(最近1か月含む。)※4	④の場合 年 月 ~ 年 月	
※3 公的金融機関や推薦団体に特別貸付の申し込みをした日が属する月	※4 令和2年12月21日以降に貸付を受けた方のみ選択可		

ステップ2: ステップ1と比較する売上時期のいずれかをチェックし、その売上高を記入

比較する売上時期	比較する売上高(円)
ステップ1の対象年月の <input type="checkbox"/> 前年同期 <input type="checkbox"/> 前々年同期 <input type="checkbox"/> 3年前同期※5	B. _____ 円

※5 令和3年1月22日以降に貸付を受けた方のみ選択可

ステップ3: 売上高減少率の計算

計算式 (上記のA、Bを代入)	減少率 (小数点以下切捨て)
$\{ (B - A) \div B \} \times 100 =$	_____ %

申請要件を満たす減少率

小規模企業者	中小企業者等
15%以上	20%以上

3. 申告欄

申告欄	上記のとおり、申告します。
	令和 年 月 日
	(自署) 代表者氏名 _____

日本標準産業分類(中分類番号)表

分類	名称	「小規模企業者」に該当する 「常時使用する従業員数」	分類	名称	「小規模企業者」に該当する 「常時使用する従業員数」
A	農業、林業		I	卸売業、小売業	
01	農業	20人以下	50	各種商品卸売業	5人以下
02	林業		51	繊維・衣服等卸売業	
B	漁業		52	飲食料品卸売業	
03	漁業(水産養殖業を除く)	20人以下	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	
04	水産養殖業		54	機械器具卸売業	
C	鉱業、採石業、砂利採取業		55	その他の卸売業	
05	鉱業、採石業、砂利採取業	20人以下	56	各種商品小売業	
D	建設業		57	織物・衣服・身の回り品小売業	
06	総合工事業	20人以下	58	飲食料品小売業	
07	職別工事業(設備工事業を除く)		59	機械器具小売業	
08	設備工事業		60	その他の小売業	
E	製造業		61	無店舗小売業	
09	食料品製造業	20人以下	J	金融業、保険業	
10	飲料・たばこ・飼料製造業		62	銀行業	20人以下
11	繊維工業		63	協同組織金融業	
12	木材・木製品製造業(家具を除く)		64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	
13	家具・装備品製造業		65	金融商品取引業、商品先物取引業	
14	パルプ・紙・紙加工品製造業		66	補助的金融業等	
15	印刷・同関連業		67	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業含)	
16	化学工業		K	不動産業、物品賃貸業	
17	石油製品・石炭製品製造業		68	不動産取引業	20人以下
18	プラスチック製品製造業		69	不動産賃貸業・管理業	5人以下(※2)
19	ゴム製品製造業		70	物品賃貸業	
20	なめし革・同製品・毛皮製造業		L	学術研究、専門・技術サービス業	
21	窯業・土石製品製造業		71	学術・開発研究機関	20人以下
22	鉄鋼業		72	専門サービス業(他に分類されないもの)	
23	非鉄金属製造業		73	広告業	
24	金属製品製造業		74	技術サービス業(他に分類されないもの)	
25	はん用機械器具製造業		M	宿泊業、飲食サービス業	
26	生産用機械器具製造業		75	宿泊業	5人以下
27	業務用機械器具製造業		76	飲食店	
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業		77	持ち帰り・配達飲食サービス業	
29	電気機械器具製造業		N	生活関連サービス業、娯楽業	
30	情報通信機械器具製造業		78	洗濯・理容・美容・浴場業	5人以下(※3)
31	輸送用機械器具製造業		79	その他の生活関連サービス業	
32	その他の製造業		80	娯楽業	
F	電気・ガス・熱供給・水道業		O	教育、学習支援業	
33	電気業	20人以下	81	学校教育	5人以下
34	ガス業		82	その他の教育、学習支援業	
35	熱供給業		P	医療、福祉	
36	水道業		83	医療業	5人以下
G	情報通信業	84	保健衛生		
37	通信業	20人以下	85	社会保険・社会福祉・介護事業	
38	放送業	5人以下	Q	複合サービス事業	
39	情報サービス業	20人以下	86	郵便局	5人以下
40	インターネット附属サービス業	5人以下(※1)	87	協同組合(他に分類されないもの)	
41	映像・音声・文字情報制作業		R	サービス業(他に分類されないもの)	
H	運輸業、郵便業		88	廃棄物処理業	5人以下
42	鉄道業	20人以下	89	自動車整備業	
43	道路旅客運送業		90	機械等修理業	
44	道路貨物運送業		91	職業紹介・労働者派遣業	
45	水運業		92	その他の事業サービス業	
46	航空運輸業		93	政治・経済・文化団体	
47	倉庫業		94	宗教	
48	運輸に附帯するサービス業		95	その他のサービス業	
49	郵便業(信書便事業を含む)		96	外国公務	

※1 小分類において、「410 管理、補助的経済活動を行う事業所」、「413 新聞業」、「414 出版業」に該当する場合、20人以下。
 なお、上記業種に該当する場合、申告書1.の「業種番号」には「4A」と記載願います。

※2 小分類において、「690 管理、補助的経済活動を行う事業所」、「691 不動産賃貸業(貸家業、貸間業を除く)」、「692 貸家業、貸間業」、「694 不動産管理業」に
 該当する場合、20人以下。なお、上記業種に該当する場合、申告書1.の「業種番号」には「6A」と記載願います。

※3 小分類において、「791 旅行業」に該当する場合、20人以下。
 なお、上記業種に該当する場合、申告書1.の「業種番号」には「7A」と記載願います。

管理番号	法人名(屋号、商号または名称)	代表者名	
		電話番号(携帯電話可)	— —

※管理番号欄には事務局より通知のある番号をご記載ください。